

相模原市重度障害者等福祉手当(市手当)は 令和6年10月から段階的に廃止になります

少子高齢化の深刻化や人口減少を迎える中、社会の変化に対応した障害者施策を実施していくため、市重度障害者等福祉手当を段階的に廃止することとなりました。

令和6年10月から新たに受給対象となることができません。令和6年9月時点で既に受給されている方には、経過措置として令和8年9月まで次のとおり支給します。

■ 令和6年度

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R7.1月	R7.2月	R7.3月
						新規受付廃止。既存の受給者はこれまでどおり					
支給額と時期						令和6年9月末 重度区分：30,000円 中度区分：18,000円			令和7年3月末 重度区分：30,000円 中度区分：18,000円		

■ 令和7年度

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R8.1月	R8.2月	R8.3月
			令和7年4月分から令和8年9月分まで支給額半額								
支給額と時期						令和7年9月末 重度区分：15,000円 中度区分：9,000円			令和8年3月末 重度区分：15,000円 中度区分：9,000円		

■ 令和8年度

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R9.1月	R9.2月	R9.3月
						令和8年9月をもって支給廃止					
支給額と時期						令和8年9月末 重度区分：15,000円 中度区分：9,000円					

※ 令和6年9月時点で資格を喪失されていた方は、令和6年10月以降の支給対象となることができません。

※ 令和6年10月以降、特別養護老人ホーム等の施設に入所した場合や、市外に転出した場合は再度受給することはできません。



<市ホームページはこちら>

【お問合せ先】

相模原市 障害者施策の見直し及び転換に関するコールセンター(令和6年10月末まで開設)

電話 0120-345-125 月～金(祝日を除く。)午前8時30分から午後5時15分まで

FAX 03-5261-3511